

# 特集 資源とごみの新たな分別へ

平成16年、東京23特別区の区長で構成する区長会の総会において、【最終処分場の延命化及び資源の有効活用の観点から、マテリアルリサイクルを進める一方で、最終処分場の埋立に占める割合の高い廃プラスチックについては、埋め立てるのではなく、熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクルを実施する方向を生かして検討すること】が確認されました。

その後、平成17年10月に【廃プラスチックのサーマルリサイクル実施の検討】を検討した結果、23区の廃プラスチックのサーマルリサイクルについては、平成20年度を本格実施の時期と定めることが了承されました。

こうしたことを受けて、区では平成18年度から実施方法や実施時期の検討を進めてきました。その結果、①最終処分場の延命化と資源の有効活用の観点から、プラマークの付いている【容器包装プラスチック】については、資源として分別回収し、②それ以外の廃プラスチックとゴム製品・革製品については『可燃ごみ』として収集し、清掃工場で熱回収する分別変更を実施することとしました。

そして分別変更を平成20年度から本格実施する前に、平成19年10月から区内の一部地域（世帯数の割合で約13%）において、モデル事業として新しい分別による回収・収集事業を実施しました。



廃棄物の最終処分場

## 1 モデル事業の実施

### (1) モデル地域の選定

モデル地域を選定するにあたり、①23区の共通条件として、選定条件が月曜日から水曜日に不燃ごみを収集している地域から選定する区、木曜日から土曜日に不燃ごみを収集している地域から選定する区の二分するように、23区間で調整が図られました。練馬区は、木曜日から土曜日に不燃ごみを収集している地域から選定することとされました。

②明確に区分できる地域として、住民の混乱をできるだけ避けるため、広い道路等で区切られた町丁で、明確に区分できる地域としました。

③回収量の均一化を図るために、モデル地域内で、収集車両が曜日毎に大幅な増減をしないように、また、収集量が比較的均一になるようにしました。

こうした条件により、モデル地区として、氷川台の全域、錦の全域、田柄1・3・5丁目、中村3丁目、中村北3・4丁目、中村南の全域、大泉学園町4・7～9丁目、下石神井の全域、上石神井2～4丁目を選定しました。なお、光が丘団地の地域については、収集方法が特殊な場所となっている関係から、一部の団地においてこの分別



区民への周知を図りました。

モデル地区内の全戸には、変更のお知らせと説明会の実施チラシも配布しました。住民説明会の実施状況としては、27回の開催で参加者は約900名でした。

## (6) モデル事業の検証

### ① 可燃ごみ

モデル地区内の可燃ごみは、毎月1,400t～1,500tを収集しており、月別収集量の変動は区内全域における可燃ごみ収集量の変動と同様の傾向にありました。旧分別区分による可燃ごみ推定量と実際に収集した可燃ごみ量を比較すると、実施期間を通して可燃ごみは5%程度増加しています。

### ② 不燃ごみ

モデル地区内の不燃ごみは、月別収集量に大幅な変動もなく毎月200t程度を収集しています。旧分別区分による不燃ごみ推定量と実際に収集した不燃ごみ量の差は、事業開始当初は約4割であったが、事業中は5割強となりました。このことから、モデル地区の不燃ごみは半減したと考えられますが、さらに容器包装プラスチック等の分別を徹底して不燃ごみ減量化を図る必要があります。

### ③ 容器包装プラスチック回収

事業開始当初は54tであった容器包装プラスチック回収量も1月には71tまで増加しました。また、回収された容器包装プラスチックは、他自治体と比べても汚れが少なく一般的に10%前後といわれる中間処理施設における残さも約4%となっていました。一方、容器包装プラの回収計画量に対して約7割の容器包装プラスチックを回収していますが、計画量の3割程度がごみとして排出されていると考えられるため、容器包装プラスチックの分別の徹底が必要です。

モデル地区における可燃・不燃ごみ収集量は、旧分別区分による推定量に比べて可燃ごみは約6%増、不燃ごみは約50%減しており、新分別モデル収集事業はモデル地区内に定着してきたと考えられます。

他方、容器包装プラスチック回収が十分ではないため、容器包装プラスチック回収量の増加をめざし、新分別区分の区民周知や排出指導により一層努めていく必要があります。

モデル地域における回収・収集量（平成19年10月～20年3月）

単位：トン

月 区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	※1 計	旧分別によ る推定量	回収計 画量
可燃ご み	1,470	1,378	1,513	1,443	1,243	1,402	8,449	7,962	—
不燃ご み	208	213	218	183	164	179	1,165	2,376	—
容器包 装プラ	54	63	66	71	63	64	381	—	553
※1 計	1,732	1,653	1,797	1,697	1,470	1,645	9,995	—	—

※1 計の欄は端数処理のため、合計とは一致しない。





## 2 区内全域での分別変更の実施

東京港内に作ることが出来る中央防波堤外側埋立処分場の寿命は、現在のままの埋立量で推移すると後30年で満杯になると推計されています。

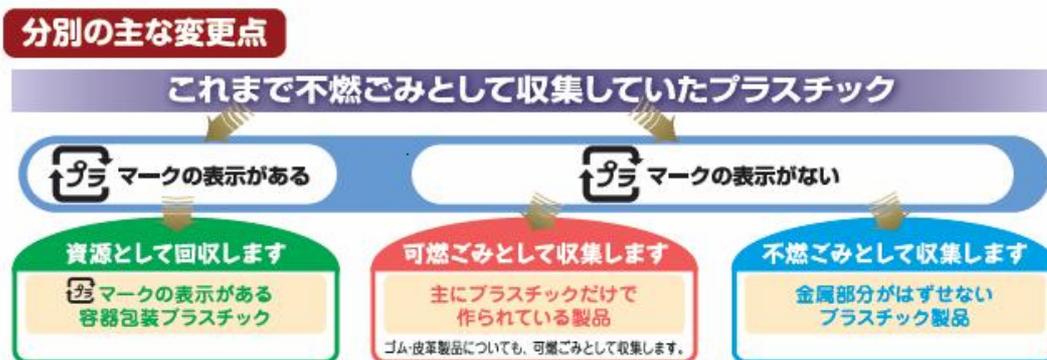
廃プラスチックを埋立しないようにする新分別を実施することにより、後50年は持つようになるとされていますが、分別に関しては、区民の理解と協力なしには進まないものです。

こうしたことから、ごみの分別変更は約30年ぶりに実施するものであり、いままでの分別方法に慣れている区民に変更内容を周知していくことが最も重要なことです。

平成20年10月から区内全域で分別変更を実施するにあたり、モデル事業の検証結果を踏まえつつ、周知に重きを置きながら実施することとしています。

### (1) 分別変更の内容

分別変更する内容は、モデル事業で実施した内容と同一としたが、一部収集回数については、見直しを図りました。



#### ① 可燃ごみ

現在の可燃ごみに加え、プラマークの付いていないプラスチック、ゴム製品・革製品および汚れの落ちない容器包装プラスチックを可燃ごみとして収集します。

排出方法は、ふた付のごみ容器か透明または半透明のごみ袋に入れごみ集積所に排出します。

収集回数は、週2回の収集とします。

#### ② 不燃ごみ

今まで、不燃ごみとしていたプラスチック製品を資源または可燃ごみ、ゴム製品・革製品も可燃ごみに変更します。

したがって、不燃ごみとして残るものは、陶器類、ガラス類、金属類と小型家電製品です。

排出方法は、ふた付のごみ容器か透明または半透明のごみ袋に入れごみ集積所に排出します。

収集回数は、分別変更により不燃ごみの量が大幅に減少する事が予想されるために、隔週（2週に1回）収集とします。

#### ③ 容器包装プラスチック回収

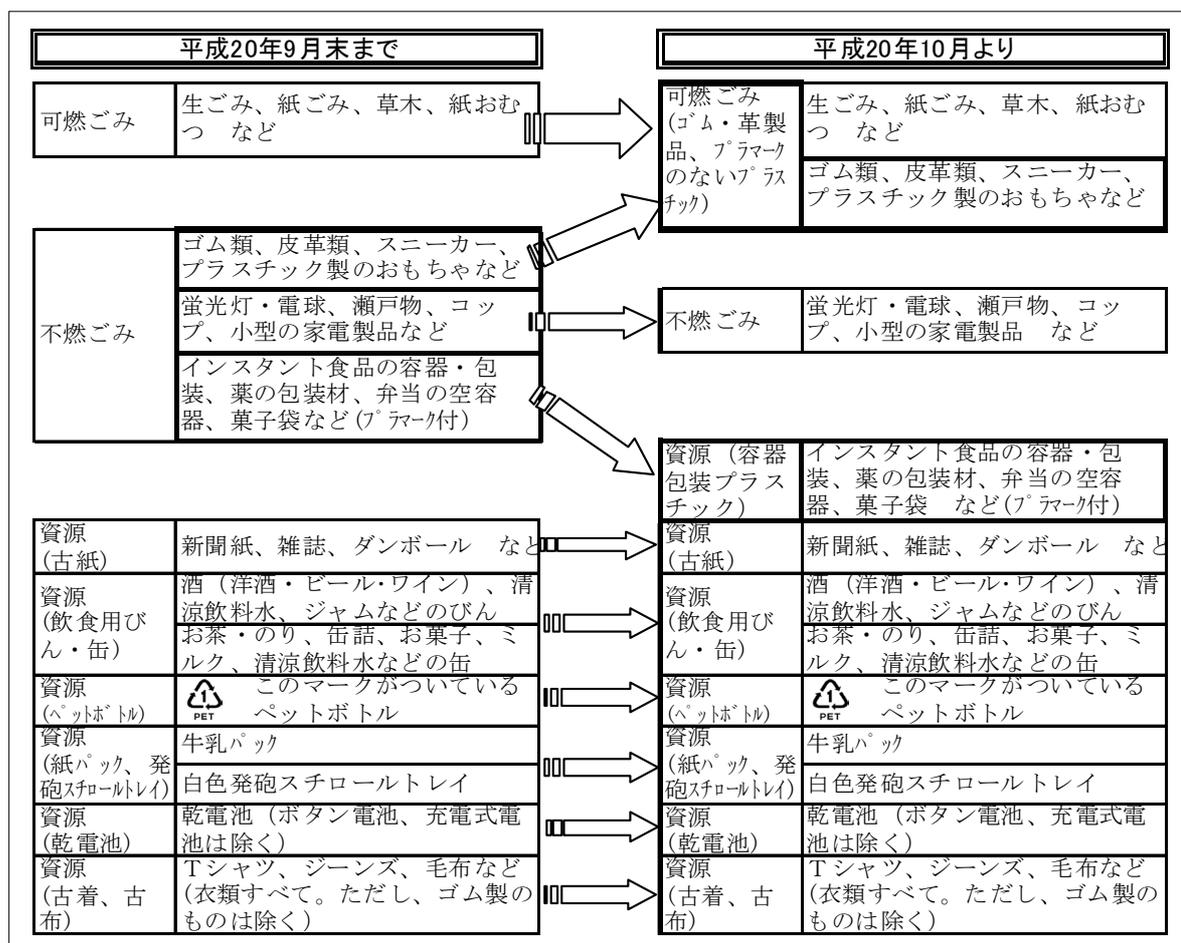
資源として回収するプラスチックは、容器包装リサイクル法対象のプラスチックの内で、プラマーク（）が付いているものとします。

排出にあたっては、モデル事業を踏まえ、資源とすることから食品残さや汚れの付着などのないきれいな状態で排出することとします。

そのために、住民説明会をはじめとして、様々な啓発活動の中で、きれいな状態で排出するように区民に協力依頼を行っていきます。

排出方法は、ふた付のごみ容器か透明または半透明のごみ袋に入れごみ集積所に排出することとします。

回収回数は、週1回とし、回収曜日は古紙を回収している曜日と同一とします。



資源・ごみの分別区分

## (2) 区民への周知

分別変更を行うにあたっては、区民への周知が最も重要なことであり、区民の協力なしには、進まない事業です。そこで、あらゆる機会を捉えて周知することとします。

### ① 町会・自治会への出前説明会

平成20年4月以降に、町会・自治会等を対象として、説明会の実施を希望する団体には、出前説明会を実施することとします。

### ② 住民説明会

区民が説明会に参加しやすいように区内を700mのメッシュで区切り、その中にある公共施設で住民説明会を実施します。

全体として36箇所、111回の説明会を実施します。

### ③ 清掃事務所による周知

練馬清掃事務所・石神井清掃事務所において集積所を単位とした『あおぞら集会』

や小学校4年生を対象に分別変更に対応した『環境学習』を実施する予定です。

④ 区報による周知

ねりま区報の清掃特集号を発行し、分別変更の内容を分かりやすく区民にお知らせするため、イラストや写真を多く使うように工夫します。

⑤ パンフレットによる周知

『資源・ごみの分け方出し方』パンフレットを全戸に配布します。

⑥ 路線バス等による周知

区内を運行しているバスの車内・外を利用して、区民の目に触れたり、耳で聞いたりして周知する予定です。

⑦ ビデオ等による周知

住民説明会において、分かりやすく理解してもらうために、ビデオを作製して上映する予定です。

作成したビデオは、区のホームページでの配信も予定するとともに、ジェイコム東京での放送も検討します。

(3) 分別変更による今後の状況

東京23区では、平成20年度までにプラスチック製品およびゴム製品・革製品について、不燃ごみとしない分別変更を実施します。

この変更により、最終処分場である中央防波堤外側埋立処分場の寿命が、約20年延びて約50年余りは持つようになることが推計されています。

また、当区は、資源の有効活用を図る観点から、資源化ルートが確立され、資源化経費も製造事業者や使用事業者が負担している『容器包装プラスチック』を資源として回収することとしています。

容器包装プラスチック以外のプラスチック製品、ゴム製品・革製品を可燃ごみとして清掃工場で焼却し、熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルを実施します。

こうした分別変更により、中央防波堤外側埋立処分場の延命化が図られるようになりますが、最終処分場を新たに作ることはできないことは変わりはありません。この処分場を更に延命化するためには、区民や事業者の方々がごみを減らす努力も重要なことです。

区は、平成18年に『練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画』を改定した。この計画では、区民一人1日あたりのごみ量を、平成22年度までに570g、平成32年度までに470gとする目標を定めています。

ごみを減らすためには、まず、『ごみになるものを買わない』ことが第一であり、次に『長く使える商品を選択する』、そして『リサイクルする』のいわゆる【3R】を実践する必要があります。

こうしたことを実践することにより、『ごみの発生が少ない循環型社会づくりを推進し、次世代に《人と環境が共生する安全で安心なまち練馬区》』を引き継ぐことができます。